

(R2)

改 正																	現 行																	備 考										
第 1 章 調査、計画標準歩掛																		第 1 章 調査、計画標準歩掛																										
第 2 節 洪水痕跡調査業務																		第 2 節 洪水痕跡調査業務																										
2-6 標準歩掛																		2-6 標準歩掛																										
作業工程 及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編 成					延 人 日 数					計	作業工程 及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編 成					延 人 日 数					計									
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員															
計画準備 1業務当り						内						0.5	1.0	1.0							2.5						内						0.5	1.0	1.0							2.5		
現地踏査 10km当り (流心延長)		0.5	0.5	0.5		外	1	1	1				0.5	0.5	0.5							1.5		0.5	0.5	0.5		外	1	1	1				0.5	0.5	0.5						1.5	
現地確認作業	痕跡の確認、 痕跡状況写真撮影 10km当り (流心延長)	0.5	0.5	0.5		外	2	2	2				1.0	1.0	1.0							3.0		0.5	0.5	0.5		外	2	2	2				1.0	1.0	1.0						3.0	
	痕跡のマーキング 10km当り (流心延長)	0.5	0.5	0.5		外	2	2	2				1.0	1.0	1.0							3.0		0.5	0.5	0.5		外	2	2	2				1.0	1.0	1.0						3.0	
	痕跡位置の 平面図への記入 10km当り (流心延長)	0.5	0.5	0.5		外	2	2	2				1.0	1.0	1.0							3.0		0.5	0.5	0.5		外	2	2	2				1.0	1.0	1.0						3.0	
痕跡測量	直接測量 10km当り (流心延長)		1.5	3.0	3.0	外	1	1	1	1			1.5	3.0	3.0	3.0						10.5			1.5	3.0	3.0	外	1	1	1	1			1.5	3.0	3.0	3.0					10.5	
	間接測量 10km当り (流心延長)		1.0	2.0	2.0	外	1	1	1	1			1.0	2.0	2.0	2.0						7.0			1.0	2.0	2.0	外	1	1	1	1			1.0	2.0	2.0	2.0					7.0	
痕跡図及び 写真集の作成	河川平面図 1業務当り					内							1.5	4.0	4.0						9.5						内							1.5	4.0	4.0						9.5		
	河川縦断図 1業務当り					内							1.5	3.5	3.5						8.5						内							1.5	3.5	3.5						8.5		
	河川横断図 1業務当り					内							1.0	2.0	2.0						5.0						内							1.0	2.0	2.0						5.0		
	痕跡状況写真集 1業務当り					内							0.5	2.0	2.0						4.5						内							0.5	2.0	2.0						4.5		
点検整理 10km当り (流心延長)					内							0.5	1.0	1.0						2.5						内							0.5	1.0	1.0						2.5			

(R2)

改 正	現 行	備 考
<p><b>第 1 章 調査、計画標準歩掛</b></p> <p><b>第 4 節 道路施設点検業務</b></p> <p>4-2 橋梁定期点検業務等積算基準</p> <p>4-2-2 業務委託料</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ. 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費</p> <p>b 電子成果品作成費</p> <p>c 機械経費</p> <p>d 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p>	<p><b>第 1 章 調査、計画標準歩掛</b></p> <p><b>第 4 節 道路施設点検業務</b></p> <p>4-2 橋梁定期点検業務等積算基準</p> <p>4-2-2 業務委託料</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ. 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費</p> <p>b 電子成果品作成費</p> <p>c 機械経費</p> <p>d 安全費 安全費は、安全管理を目的とし、橋梁点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。</p> <p>(a) 保安施設 「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。</p> <p>(b) 交通誘導員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。</p>	

(R2)

改 正	現 行	備 考																																																																						
<p><b>4-2-7 機械経費</b> 橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。</p> <p>リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転手</td> <td>一般 (又は特殊)</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>a) (注) 1. による</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td></td> <td>L</td> <td></td> <td>運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>h</td> <td>T</td> <td>運転1h当り換算値 (建設機械等損料算定表 (13) 欄損料)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理: 有効数字4桁のまるめ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合 (橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある) は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。 2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。 3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間 (Dm) を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。</p> <p><b>4-2-8 安全費の積算</b> 安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。</p> <p>(a) 保安施設 「道路工事保安施設設置基準 (案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。</p> <p>(b) 交通誘導員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 (安全費) = (直接人件費) × (安全費率) 安全費率は表-1を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-1 安全費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 域 場 所</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>17.0%</td> <td>15.5%</td> <td>12.5%</td> <td>13.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間 (距離) を重量とし、加重平均により率を算出する。 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。</p> <p>(2) (1) によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考	運転手	一般 (又は特殊)	人	1	a) (注) 1. による	燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間	機械損料		h	T	運転1h当り換算値 (建設機械等損料算定表 (13) 欄損料)	諸雑費		式	1	端数処理: 有効数字4桁のまるめ	計					地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他	主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%	<p><b>4-2-7 機械経費</b> 橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。</p> <p>リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転手</td> <td>一般 (又は特殊)</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>b) (注) 1. による</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td></td> <td>L</td> <td></td> <td>運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>h</td> <td>T</td> <td>運転1h当り換算値 (建設機械等損料算定表 (13) 欄損料)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理: 有効数字4桁のまるめ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合 (橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある) は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。 2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。 3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間 (Dm) を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。</p> <p>(新設)</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考	運転手	一般 (又は特殊)	人	1	b) (注) 1. による	燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間	機械損料		h	T	運転1h当り換算値 (建設機械等損料算定表 (13) 欄損料)	諸雑費		式	1	端数処理: 有効数字4桁のまるめ	計					
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考																																																																				
運転手	一般 (又は特殊)	人	1	a) (注) 1. による																																																																				
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間																																																																				
機械損料		h	T	運転1h当り換算値 (建設機械等損料算定表 (13) 欄損料)																																																																				
諸雑費		式	1	端数処理: 有効数字4桁のまるめ																																																																				
計																																																																								
地 域 場 所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他																																																																				
	主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%																																																																			
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考																																																																				
運転手	一般 (又は特殊)	人	1	b) (注) 1. による																																																																				
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T: 運転日当り運転時間																																																																				
機械損料		h	T	運転1h当り換算値 (建設機械等損料算定表 (13) 欄損料)																																																																				
諸雑費		式	1	端数処理: 有効数字4桁のまるめ																																																																				
計																																																																								

(R2)

改 正	現 行	備 考
<p><b>第5節 水文観測業務</b></p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-1-6 現地調査</p> <p>保守点検観測所の状況等を把握するため、事前に現地調査するもので、原則として保守点検前に年1回行うものである。</p> <p>作業工数の算出</p> <p>現地調査の作業工数は次式により計上する。</p> $\text{作業工数} = O \times N_2 + I_G$ <p>O：1観測所あたりの現地調査標準歩掛  N<sub>2</sub>：観測所数（1コースあたり）  I<sub>G</sub>：1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T / 8</math>  T：1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L / V</math>  L：1班あたりの移動コースの距離(km)  V：標準速度(30km/h)</p> <p>※移動コースとは、「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは、1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数  ※移動コースにかかる工数の算出は、「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を適用する。</p> <p>5-1-7 定期保守点検</p> <p>定期保守点検は、原則月1回実施するもので、点検内容は以下のとおりとする。</p> <p>(4) 定期保守点検作業工数の算定</p> <p>定期保守点検1班あたりの作業工数は次式により計上する。</p> $\text{作業工数} = O_1 \times N_1 + O_2 \times N_2 + I_G$ <p>O<sub>1</sub>：1計器あたりの定期保守点検標準歩掛  O<sub>2</sub>：1観測所あたりの水位観測所内移動標準歩掛  N<sub>1</sub>：計器数（1コースあたり）  N<sub>2</sub>：水位観測所数(1コースあたり)  I<sub>G</sub>：1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T / 8</math>  T：1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L / V</math>  L：1班あたりの移動コースの距離(km)  V：標準速度(30km/h)</p> <p>※移動コースとは、「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは、1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数</p> <p>注) 1. 移動工数算定は車両運転費の項によるものとする。  2. 移動コースにかかる工数の算出は、「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を適用する。  3. 1日の実働時間は原則として8時間とする。</p>	<p><b>第5節 水文観測業務</b></p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準（案）</p> <p>5-1-6 現地調査</p> <p>保守点検観測所の状況等を把握するため、事前に現地調査するもので、原則として保守点検前に年1回行うものである。</p> <p>作業工数の算出</p> <p>現地調査の作業工数は次式により計上する。</p> $\text{作業工数} = O \times N_2 + I_G$ <p>O：1観測所あたりの現地調査標準歩掛  N<sub>2</sub>：観測所数（1コースあたり）  I<sub>G</sub>：1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T / 8</math>  T：1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L / V</math>  L：1班あたりの移動コースの距離(km)  V：標準速度(30km/h)</p> <p>※移動コースとは、「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは、1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数  (追加)</p> <p>5-1-7 定期保守点検</p> <p>定期保守点検は、原則月1回実施するもので、点検内容は以下のとおりとする。</p> <p>(4) 定期保守点検作業工数の算定</p> <p>定期保守点検1班あたりの作業工数は次式により計上する。</p> $\text{作業工数} = O_1 \times N_1 + O_2 \times N_2 + I_G$ <p>O<sub>1</sub>：1計器あたりの定期保守点検標準歩掛  O<sub>2</sub>：1観測所あたりの水位観測所内移動標準歩掛  N<sub>1</sub>：計器数（1コースあたり）  N<sub>2</sub>：水位観測所数(1コースあたり)  I<sub>G</sub>：1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T / 8</math>  T：1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L / V</math>  L：1班あたりの移動コースの距離(km)  V：標準速度(30km/h)</p> <p>※移動コースとは、「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す  ※工数とは、1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数</p> <p>注) 1. 移動工数算定は車両運転費の項によるものとする。  (追加)  2. 1日の実働時間は原則として8時間とする。</p>	

(R2)

改 正	現 行	備 考
<p><b>5-1-9 総合保守点検</b>            総合保守点検は定期保守点検の項目に加え以下の内容を原則年1回実施する。            (雨量計・総合保守点検)            ・雨量計に一定量を注いだ時の動作確認。            ・自記記録計ペンの動作確認。            (水位計・総合保守点検)            ・フロートまたは受圧部(水圧式)の確認, 吊り下げ試験(リードスイッチ式)。            ・水位標読み値と監視局観測表示水位の比較確認。            ・自記記録計ペンの動作確認。            (地下水位計・総合保守点検)            ・受圧部(水圧式)の確認。            ・自記記録計ペンの動作確認。            (その他観測機器・総合保守点検)            その他観測機器とは, 風向風速計, 積雪計, 温度計, 流量計等をいう。            ・その他観測機器の計測部が確実に稼働することを確認。            ・自記記録計ペンの動作確認。            (1) 総合保守点検作業工数の算定            総合保守点検1班あたりの作業工数は次式により計上する。            作業工数 = <math>O_1 \times N_1 + O_2 \times N_2 + I_G</math>  <math>O_1</math>: 1計器あたりの総合保守点検標準歩掛  <math>O_2</math>: 1観測所あたりの水位観測所内移動標準歩掛  <math>N_1</math>: 計器数(1コースあたり)  <math>N_2</math>: 水位観測所数(1コースあたり)  <math>I_G</math>: 1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T/8</math>  <math>T</math>: 1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L/V</math>  <math>L</math>: 1班あたりの移動コースの距離(km)  <math>V</math>: 標準速度(30km/h)            ※移動コースとは, 「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す            ※工数とは, 1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数            注) 1. 移動工数算定は車両運転費の項によるものとする。            2. 移動コースにかかる工数の算出は, 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を適用する。            3. 1日の実働時間は原則として8時間とする。            4. 上記以外の作業を実施する場合は, 適宜必要作業工数を計上する。            5. 観測所の総合保守点検で使用する資機材(ボート等)は必要に応じて計上する。            6. 水位観測所内移動とは局舎と水位計センサーの間の移動とする。            7. 計器を二重化されている観測所等は, 計器数に応じて必要作業工数を計上する。</p>	<p><b>5-1-9 総合保守点検</b>            総合保守点検は定期保守点検の項目に加え以下の内容を原則年1回実施する。            (雨量計・総合保守点検)            ・雨量計に一定量を注いだ時の動作確認。            ・自記記録計ペンの動作確認。            (水位計・総合保守点検)            ・フロートまたは受圧部(水圧式)の確認, 吊り下げ試験(リードスイッチ式)。            ・水位標読み値と監視局観測表示水位の比較確認。            ・自記記録計ペンの動作確認。            (地下水位計・総合保守点検)            ・受圧部(水圧式)の確認。            ・自記記録計ペンの動作確認。            (その他観測機器・総合保守点検)            その他観測機器とは, 風向風速計, 積雪計, 温度計, 流量計等をいう。            ・その他観測機器の計測部が確実に稼働することを確認。            ・自記記録計ペンの動作確認。            (1) 総合保守点検作業工数の算定            総合保守点検1班あたりの作業工数は次式により計上する。            作業工数 = <math>O_1 \times N_1 + O_2 \times N_2 + I_G</math>  <math>O_1</math>: 1計器あたりの総合保守点検標準歩掛  <math>O_2</math>: 1観測所あたりの水位観測所内移動標準歩掛  <math>N_1</math>: 計器数(1コースあたり)  <math>N_2</math>: 水位観測所数(1コースあたり)  <math>I_G</math>: 1班あたりの移動コースにかかる工数  <math>I_G = T/8</math>  <math>T</math>: 1班あたりの移動コースにかかる時間(h)  <math>T = L/V</math>  <math>L</math>: 1班あたりの移動コースの距離(km)  <math>V</math>: 標準速度(30km/h)            ※移動コースとは, 「出発地から各観測所を経由し出発地に戻る」ことを示す            ※工数とは, 1回あたりの作業又は移動等に要する総時間数            注) 1. 移動工数算定は車両運転費の項によるものとする。            (追加)            2. 1日の実働時間は原則として8時間とする。            3. 上記以外の作業を実施する場合は, 適宜必要作業工数を計上する。            4. 観測所の総合保守点検で使用する資機材(ボート等)は必要に応じて計上する。            5. 水位観測所内移動とは局舎と水位計センサーの間の移動とする。            6. 計器を二重化されている観測所等は, 計器数に応じて必要作業工数を計上する。</p>	